

失業救済・失業保険と請求者登録統計

－基本的概念と方法の形成－

岩井 浩*

要旨

イギリスでは、19世紀中葉から20世紀の初頭にかけて、貧困と失業、失業救済政策と失業救済関連法が検討され、1911年の強制的失業保険法が制定される。本稿では、労働組合の失業給付、失業労働者法（1905年）、職業紹介所法（1909年）および失業保険法（1911年）の歴史的経緯を概観し、失業救済、失業保険の対象労働者の救済、給付の諸条件の規定を考察する。請求者登録統計は失業保険行政の業務記録から作成された統計であり、失業救済、失業保険政策とその行政手順、失業救済、失業保険の対象者の救済、給付の諸条件とその手順に依拠している。本稿の考察は、失業統計、請求者登録統計の基礎的概念と方法の解明の一つの過程をなしている。本稿はまた請求者登録統計から労働力統計に至る失業統計の国際的形成に関する研究の一過程である。

キーワード

失業救済、失業保険、労働組合の失業給付、職業紹介所、請求者登録統計、失業統計の国際的形成

まえがき

本稿の主題は、イギリスにおける失業救済と失業保険の成立の経緯を考察し、失業統計の一つの形態である請求者登録統計の基本的概念と方法を明らかにすることにある。社会保障政策が世界の先駆として実施されたイギリスでは、貧困救済、労働組合の失業救済、失業保険等の諸政策との関係において、1世紀半にわたって、失業統計、特に請求者登録統計が作成、公表されてきた。本稿では、19世紀中葉から20世紀の初頭のイギリスにおける失業救済関連法と失業保険法の成立に至る経緯－労働組合の失業給付、失業労働者法（1905年）、職業紹介所法（1909年）および失業保険法（1911年）の経緯－を概観し、失業救済、失業保険の対象労働者の救済、給付の諸条件

の規定を考察する。請求者登録統計は失業保険行政の業務記録から作成された業務統計であり、失業救済、失業保険政策とその行政手順、失業救済、失業保険の対象者の救済、給付の諸条件とその手順に依拠している。本稿の考察は、失業統計、請求者登録統計の基礎的概念と方法の解明の一環をなしている。

本稿はまた失業統計の基礎的概念と方法の国際的形成の考察の一つである。失業統計の歴史的経緯をみると、アメリカで形成された労働力調査の基礎にある失業概念（失業の3条件、等）の規定に先行して、イギリスの失業救済と失業統計（請求者登録統計）の形成、特に失業保険法の成立と失業給付の諸条件の規定がある。失業統計の歴史的経緯とその国際的諸関係（ILO 国際労働統計家会議、等）の考察は、失業統計の歴史的社会的規定性の解明の一つ課題である。

* 関西大学経済学部

〒564-8680 吹田市山手町3丁目3-35（大学）

I 失業救済事業と関連法

1 失業と貧窮の歴史統計

H. サウソールは、「統計は社会的生産物である」という視点から、イギリスの失業と困窮の歴史的統計を研究し、失業と困窮をめぐる政策的特性と統計の社会的規定を検討している (H. Southall (1999), pp.350-358, 翻訳 pp.445-457)²⁾。

1911年の失業保険法の成立により、1912年以降は、職業紹介所と失業保険の業務記録に基づいて失業率が作成・公表された。しかし失業保険は1920年まではごく少数の産業（業種）しか対象にしておらず、中産階級の職業は1940年代にようやく追加されたにすぎなかった。「1939年以前には16歳以下の青少年、

農業労働者および家事使用人」は除外されていた。「救貧法」による貧困救済の統計は1939年まで作成された。1911年以前の失業の時系列は、労働組合の失業給付の記録に基づいて商務省によって作成・公表された。

H. サウソールは、初期の労働組合の失業救済事業について、次のように説明している。「一般に知られる初期の労働組合の救済事業は、ロンドンのブリキ労働者によって行われたが (1798年)、初期の組合は規模が小さく、仕事の無い労働者に、いわゆる渡り職人システムを通じて、求職しているすべての町で、食事と1パイントのビールおよび一夜の宿を与えて援助した。1840年代後半の全国的な景気後退と新しい鉄道の建設によって労働市場

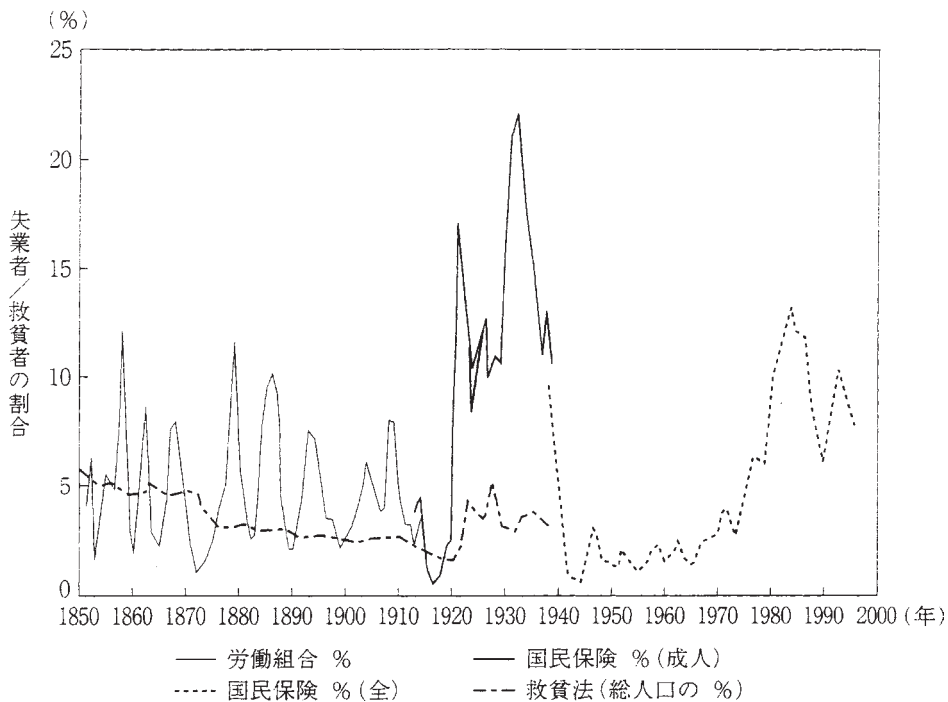


図1 イギリス (BR) における失業と救済, 1850-1996年

(注) 1851~80年の労働組合系列は、Mitchell and Deane (1962) から、それ以後は『イギリス労働統計 歴史的概要』(雇用・生産性省, 1971年) から引用している。救貧法系列は、Williams (1981, 表4.5) から引用している。1913~39年の成人の国民保険系列は『イギリス労働統計』(表160) から作成。全労働者の国民保険系列は (1939~47年) 『イギリス労働統計』(表161), (1948~68) 『イギリス労働統計』(表161), それ以降は、『社会動向』誌と『エンプロイメント・ガゼット』誌から引用。最後の系列は、イギリスの男女の月次請求者数と年平均である。

(出所) Doring, D. and Simpson, S. (2003), p.351 [訳書 p.446]。

の統合が一層進んだことを反映して、主要な熟練工労働組合は、組合員である失業者に週ごとの支払いを導入し、各支部で「求職簿 (Vacant Book)」に署名した者の人数に基づいて、『月単位の給付 (Monthly Returns)』を支給した。すなわち合同機械工組合 (Amalgamated Engineers) は1851年から、鑄鉄製造工労働組合 (Iron Founders) は1854年から、大工・指物師組合 (Carpenter and Joiners) は1863年から、等々である。1890年代においても、機械工、造船、建設および印刷の組合では、ほとんどの全労働組合が失業給付を支払っていた。図1の労働組合の失業率は「全労働組合報告」の統計系列を示すものであった。

図1の失業と貧窮の統計系列は、労働組合と失業保険の失業率を、救貧法統計と組み合わせ表示している。彼は、救貧法と失業救済 (労働組合の救済事業と失業保険事業) 政策との関連において、困窮と失業の統計系列を考察した。「1914年以前には、労働組合の統計系列はほぼ規則的に変動し、8~10年ごとにピーク-景気循環-を示しているが、救貧 (pauperage) は、1870年代には加速されるが、全体として緩慢な減少傾向を示している。ただしその中でも循環的ピークがあって、それは失業のピークよりも平均して1年遅れていることを見て取ることができる。1860年代初頭の救貧法の統計系列のピークは最も高い」ことが見て取れる。「救貧法は、主として農業労働者の家族を救済することを意図しており、ほとんどの労働者が播種期と収穫期にだけ完全に雇用される地域によく適合していた。……その救貧法システムは地方財産税によって資金がつけられていたので、地主が冬期に集団的に彼らの労働力を支援するメカニズムであった」。反対に「北部の都市では、そのシステムはさんざん嫌がられた末に強制されることになり、絶望しきった者が最後に行きつくところとして役立つにすぎなかった」。

「失業のピークと貧困のピークがずれるのはこのためである」と説明されている。

二つの統計系列とその政策的相違が指摘されている。救貧法では、「全国救貧法委員会は地方の貧民救済委員を監督した。院外救済が農業地域で最大であったにもかかわらず、彼らは都市の貧民救済委員に最も大きな圧力をかけた。冬期に失業した農業労働者への院外救済はなぜか適法であったが、不況で失業している都市労働者への院外救済は適法ではなかった」。「労働組合の統計系列」では、「労働組合の救済事業は労働組合員によって自らの要求を満たすために設立された。熟練工組合への加入は徒弟制度によって制限されていた。また40歳以下の男性のみの加入を認め、病弱な者を除外していたので、組合は、しばしば非常に制限のあるものであった」とされている。そして、大都市の労働者の多くは、「一般に低い技能しかもっていなかったので、労働組合にも使用者にも頼ることができなかった。彼らは、最悪の場合には救貧法に頼ることができたが、多くの場合、状況に応じて転々と職を変えた。ときにはその職は、「雇用 (employment)」-すなわち工場での労働、あるいは臨時の波止場作業-を意味したが、しばしば彼らは、薪の収集と販売、使い走り、臨時の売春、…などのような生計で食いのいた。それは、『失業』という近代的な概念には不釣り合い」なものであった³⁾。統計は、それが作成された歴史的社会的状況、その社会的歴史的規定性において、吟味・批判され、その利用がなされるべきことが示されている。

2 労働組合の失業救済事業

労働組合の失業救済事業については、1909年の王立貧困救済委員会報告〔「報告」(1909)と略称〕において、旧来の救貧法と失業救済策の再検討との関係で、労働組合の失業給付が考察された。また1932年の王立失業保険委員会最終報告〔「報告」(1932)と略称〕では、

その歴史的特性に言及されている。

1) 「報告」(1909) (Report(1909), pp.310-314)によると、労働組合は「組合員の事故および生命の事故(病気)」に対して、通常「友愛会給付」(Friendly Society benefits)(組合の資金を提供)を支給した。労働組合の多くは、失業組合員に週の手当(いわゆる「失業者給付」)として、週10シリングを支払った。労働組合はまた「旅行カード」(求職に要する旅費の支給のための給付)を発行した。他の協会は、失業給付なしの、旅行手当(1日1シリング6ペンス以下)を支給した。約100の主要な労働組合では退職手当も支払われた。労働組合の失業給付が熟練労働に限定され、その組合数も少数であることが指摘された。労働組合の失業事業では、1892年以来、何らかの失業者給付を支給している労働組合の数は、1909年で最大になり、退職救済の受領の数は1906年末で1982年の倍近くの数になったと報告された。

2) 「報告」(1932)は、労働組合の失業給付事業の歴史的特徴にふれ、その自助的性格を指摘した。「(1)組合構成員の資格は自発的であった。(2)資格は、一般に特定の労働組合の会員に専有的に限定されていた。(3)給付は最小期間での給付の支払いに条件づけられていた。また限られた失業期間についてのみ支払われた。(4)総ての給付が、労働者による共通の資金からの支払いによっていたという意味では、自助的であった。(5)支払いは法的請求の対象ではなかった。労働組合の失業救済事業は、1911年以前は、2,500,000人の労働組合員の内、1,500,000人しか含まれていなかった。雇用者の総数のごく小さな割合しか失業事業に含まれていなかった」(Final Report(1932), pp.6-7)。

3) 労働組合の失業給付統計は、W.H. ビバリッジによって批判的に考察されている。労働組合報告による一般失業率は、「全体として雇用状態の指数」とみなされたが、統計は

「失業の完全な登録ではない」と批判する。問題は二つあり、一つは「労働組合の報告が失業の完全な記録であるか」否か、二つは「労働組合の報告が、労働市場の一般的状態に関する推測を与えるものとして、どの程度、利用できるか」である。前者の問題では、「彼らの直接的範囲内での報告の完全性は、もちろん組合が総ての組合員の失業者を補償する完全性に依存している」。後者の問題では、「彼らによってカバーされた者が、産業人口の公平な標本として採用されうる範囲に依存している」と規定される(Beveridge, W.H. (1930), p.18)。労働組合の報告は「総ての組合と職業を包括」しておらず、「国全体で観察されるよりも」過大、過小の推計になっている場合もある。それは、「失業の規模(分量)の尺度としては、無視して利用しないか、利用するとしても特定の労働組合に注意深く限定しておこなわれなければならない」ことが指摘されている(同上, p.22)。

3 失業救済と失業労働者法

(1) イギリスは、産業資本主義の繁栄を謳歌してきたが、19世紀後半には、列強の帝国主義的拡張政策が強まるなか、資本制生産の矛盾の発現として周期的恐慌が起り、都市部での失業の増大と貧困の蓄積がなされ、都市の貧困と失業の対策が社会問題となり、その国家の責任、政府の新たな施策が問われるようになった。1909年の「報告」では、19世紀末から20世紀初頭にかけての社会経済状況の分析と貧困・失業政策が再検討された。特に都市部における労働能力者の失業とそれに伴う貧困の蓄積が問題になり、その対策、措置が検討された。救貧法の下では明確にされなかった労働不能者と労働能力者が識別され、前者は自助の救済による旧来の救貧法の対象として処置され、後者は、都市の新たな失業救済事業の対象とされ、失業労働者法(1905年)と職業紹介所法(1909年)が救済策とし

て提案・成立された。労働市場では、常用労働者（定職の労働者、熟練労働者、労働組合の組織対象）の周辺には、労働条件の劣悪な、不規則な自由労働者（臨時労働者）と不完全就業者の大量の堆積があり、これらが都市の貧困と失業の集積の主要な原因とみなされた。都市の労働能力者の失業と不完全就業の救済政策として、1905年の失業労働者法および1909年の職業紹介所法が制定され、職業紹介所を介しての労働力移動の増大、労働力の質的改善（学校教育の改善と職業訓練の促進）と雇用の定期化（職業紹介等によって臨時の断片的労働を定期的労働に転換させる政策）の施策がおこなわれた⁴⁾。

(2) 失業者の増大を前にして、ロンドンの失業者に関する合同委員会が組織され、1905年に失業労働者法が制定された。ロンドンに市の審議会(Borough Council。貧民救済財団の委員、貧困救済の経験のある人々から構成されていた「合同委員会」)が設置され、ロンドン全域にわたる関係機関として、「中央委員会」(貧困委員会の委員、ロンドン州議会の議員、共同組合の委員、地方政府機関の委員からなる委員会)が設けられた。

「報告」によると、中央委員会の主な役割として、1) 貧困委員会は、失業者からの申請の受領を開始する時期の決定。2) 貧困委員会と可能な限り連携して、管理する。3) 職業紹介所を設立し、雇用登録と情報の収集を援助する。4) 貧困委員会は、〔適当な仕事の場合への〕移住（移入と移出）の扶助、常用労働または彼自身の生計を維持する手段を得るために最良と考えられる方式で一時的労働の準備をおこない、またそれを賦与する(Report(1909), p.385) ことが規定されている。貧困委員会は、29のロンドン審議会と地方センターを開設した。委員会の役割は、失業登録者に適切な相応な雇用の扶助をおこない、彼らの保全をはかることにあった。しかしこの目的のみあった職業紹介所の整備は、全国的にはあま

り進められなかった。ロンドンだけは、貧困委員会と共同して開設された中央委員会が、1905年にロンドン全域にわたる職業紹介所システムとして稼働をはじめた。J.L. コーヘンによると、失業労働者法は、「救貧法の受給資格なしに、失業者の救済を受けることができる法律として」成立した。それは、「都市救済事業のシステム化と扶助を受給する方法に結びついた悪弊の改善を意図したものであった。……法律の企画者は、基本的に、労働局の職業紹介によって、また労働が必要とする地域への移住を扶助することによって、…失業者を救済すること」に目的があったが、実際には有効な機能を果たされなかったと評価された(Cohen, J.L. (1921), pp.163-164)。

W.H. ベバリッジは、「失業労働者法の主要な目的が、一時的救済事業という古い方法による失業者の直接的な扶助にあった」とし、救貧法に関連した貧困委員会の救済事業という古い形式の救済事業を批判的に考察している。「一時的救済事業に関する同法の政策は誤りではなかった」が、実際には、職業紹介所は任意の機関であり、その数も少なく、ロンドン以外はほとんど有効に機能せず、同法の目指す目的の多くは実現されなかった(Beveridge, W.H. (1909), pp.185-187)。

4 職業紹介所法と失業保険法

1909年の「報告」での下記の勧告がなされる中、同年に国営の職業紹介所法が定められ、1911年の失業保険法の成立によって、職業紹介所は実行性のあるものになった。

1) 「報告」は、救貧法の改善と失業救済に関連して、職業紹介所の国営制度の設立と未熟練の、未組織の労働者の失業保険の設立を勧告した。イギリス全土に職業紹介所の国営システムの設立、配置が提案され、商務省の職員は、使用者、労働者、都市または地方当局の代表からなる諮問委員会によって補佐されるべきであるとした。また「報告」は、国

営の職業紹介所の設立と関連して、これまで主に熟練労働者を対象に組織された労働組合の任意の失業給付（失業保険）とともに、未組織の、未熟練の労働者を含めた失業保険の導入を勧告した。常用雇用（regular employment）を促進する施策として、失業保険の必要性が提起された。「第1に、失業保険の設立と促進、特に未熟練労働者、未組織労働者の間の失業保険は、失業から派生する貧困に注意をむける点で、非常に重要である。第2に、この目的の達成は、特定の条件の下で、その助成のための公的資金からの給付を保証するほどの国家的重大事である。第3に、保険のこの形態は、現行の労働組合組織の、また他の類似の組織の利用によって最も促進される」（同上、pp.402-404）。勧告では、労働組合失業給付を含めて任意保険の充実が提起されており、まだ国営の強制的失業保険制度の導入は、明確には勧告されていなかった。

成立した職業紹介所法の主な内容は以下の通りである。第一に、職業紹介所の目的が規定され、商務省は、使用者が労働者を必要とする、また労働者が求職するための情報の収集と整備のために、職業紹介所を設立する。第二に、職業紹介所を設立する権限が、貧困委員会から商務省に移譲される。第三に、使用者と労働者の双方の代表からなる地方の代議制諮問委員会が、地域の職業紹介所の管理運営において、商務省への助言と援助のために、各地域で任命される（Chegwidden, T.S. and Myrddin-Evans, G. (1934), Appendix II, p.251）。失業労働者法の下で、貧困救済機関と協力して、職業紹介所が設置されたが、任意の機関であり、地方の職業紹介所の配置数も少なく、全国的には、ほとんど機能しなかった。職業紹介を本当に実効あるものにするためには、国営の職業紹介所を設置し、労働力の質の改善をはかるための施策として、「初等教育の改善」と「身体的訓練」（職業訓練）の必要性が提案された。

2) 1909年の「報告」における未熟練、未組織労働者の救済のための失業保険法制定の勧告を受けて、1911年に国営の強制的失業保険の形態の失業保険法が成立した（以下、失業保険法の成立とその概要にふれるにとどめる。失業保険法の成立、数次にわたる改正と同法の展開については、別稿にて考察する）⁵⁾。

1932年の「王立失業保険委員会報告」で、失業保険法と失業保険行政についてサーベイがなされている。「報告」によると、大蔵大臣は、1909年「報告」が公表される2ヶ月前、商務省が、労働組合の任意の失業給付の努力を奨励するとともに、未熟練労働者を含めた労働者のより大きなグループに保険の利益を拡大するような事業の枠組みを作る努力していることを公表した。商務省の失業保険プランは、労働組合グループと拠出原則を合体させ、政府の承認と保証を含むものであった。1909年の5月19日に、商務省長官は、大蔵大臣の失業保険についての発言を確認して、「強制的原則」による失業保険制度を採用するという政府の見解を公表した。失業保険制度について論議があったが、「強制的原則」と「拠出の原則」に基づいて、1911年1月に、制定に向かって進行していた国民保険（第1部は健康保険）の第二部として、失業保険法が制定された⁶⁾。

「報告」では、失業保険事業の中心にいたW.H. ベバリッジの所説が引用され、「失業保険はシステムを未熟練、未組織の労働者に拡大する手段として、1911年に導入された。」当初の強制的失業保険者は、疾病保険者約1,300万人の内の約225万人にすぎなかった。成立した失業保険事業は、使用者、労働者、政府の拠出による強制的失業保険であった。政府の拠出の理由は、「一方では、失業による貧困の減少への政府の関心の表明として、他方では、リスクと保険料の均等化の手段として」正当であるとされた（Final Report (1932), pp.

11-12)。失業保険事業は、「選ばれた業種での限定された給付の強制的失業保険と総ての業種での協会による任意失業保険とを統合した」ものであった (Beveridge, W.H. (1930), p.266)。強制的被保険業種は、組織化が進んでいた建設業、土木事業、機械工学、造船業、車両製造業、製鉄業、製材業の7つの業種であった。失業保険法の条文では、失業保険料、失業給付の法的条件（失業給付資格の有無とその諸条件）、給付の手順（失業給付の請求、審査、給付の手続き、その実施機関である職業紹介所の業務、等）が規定された。条文の失業給付の法的条件、失業給付の手順の規定については、請求者登録統計の基礎的概念と方法の形成として、次節で考察する。

失業保険事業において、保険事業を推進するために、労働組合の特別な役割が認められていた。(1)強制的被保険業種の労働者の協会は、商務省と調整をおこない、職業紹介所からではなく、組合員が、協会の給付と同様に政府給付を引き出すことができるようにした。(2)政府は、被保険業種も、それ以外の業種にも、失業給付の6分の1を、承認された労働者の協会に、保険基金からではなく、国庫から償還できるようにし、労働組合給付の増加を奨励した (Beveridge, W.H. (1930), p. 269)。

II 失業救済・失業保険の対象労働者の諸条件の規定

本節では、失業救済における対象労働者の諸規定、失業救済、失業給付の受給者の条件の諸規定を検討し、失業統計、請求者登録統計の基本的概念と方法を吟味・考察する。

1 失業労働者法の救済労働者の規定

「報告」(1909)は、失業労働者法の下での失業救済志願者、受給者の資格を二重に指摘している。第1に、失業労働者法によって規定された志願者の条件、第2に救済の実務を

担当する地方行政庁によって規定された志願者の条件がそれである (Report (1909), p. 385)。

失業労働者法では、救済志願者等の資格等について、主に以下のように規定された。1) 志願者は、志願以前に「その地域に12カ月を越えない期間、居住していなければならない」という居住条件の一定の制限がなされた。2) 「志願者は仕事をえることを真摯に希望していなければならない」という求職の条件が規定された。3) 「志願者は、自ら管理できないために、一時的に仕事ができない者である」という一時的に仕事がない（失業している）という条件がつけられた。4) 救済は、「救貧法の下での処理よりもより相応する処置ができる場合」に限定され、救貧法と区別される失業救済の業務とされた。

失業救済の実施機関である地方行政庁の救済対象者の資格の規定では、1) 志願者は善良な性格の者である。2) 志願者は「彼と彼の扶養者の生計を維持するに十分な手段をもっていない」という生計維持ができない者という規定が追加された。さらに貧困委員会は、次の条件に適合する志願者の特別な選考を地方行政庁に指示した。1) 「志願者は、過去に常用の雇用就業しており、善行があり、節約的である」という常用雇用への限定がなされた。2) 「志願の時に、彼は、妻、子供、他の養育者を扶養している」という有扶養者への限定がなされた。3) 年齢と肉体的条件では、「志願者は、貧困委員会が提供する仕事に就く資格をもっている」とされ、年齢的にも肉体的にも働く能力の資格の規定がなされた。これらの規定は、失業保険法の失業給付の資格の規定に継承された。

また失業救済としての「一時的労働の提供」については、職業紹介所等で提供される労働・職業に一定の条件が付与されていた (同上, p.386)。1) いかなる労働も、現実的であり、堅実でなければならない。2) 失業者によ

る常用労働の求職を促すように、継続的な職業を与えなければならない。3)一定の時期の総収入は、通常の状態、同じ時期の継続的な仕事の未熟練労働者のものよりは下まわらないこととする。また扶助される「一時的労働」は、16週間を越えるものではないとされた。これらの規定は、後述の失業保険労働者の「法定的条件」として地域での生計を維持する賃金率と職業紹介所の提供する仕事の条件に関係する規定である。

W.H. ベバリッジは、失業労働者法の「4つの論点」(同法とその規則)を、次のように説明している。「第1に、救済事業による一時的扶助は、例外的な不況の時期にだけに提供された」。「第2に、この一時的扶助は仕事を真摯に希望する者のみにおこなわれ、また志願者がみずから管理できない特別な原因による者のみ」に限定されて。「第3に、同法の下での一時的扶助への請求権は、『継続的労働の一定の時点での総収入が、…連続的な仕事を与えられる未熟練労働者にとって、通常の状態で稼がれる収入をこえてはならない』という規則によって」、その生計状態は低い水準に抑えられた。「第4に、一時的援助は、貧困委員会が『受給者が、常用労働を得る、または彼自身を維持する他の手段を得るのに最良と考えられるような援助であるべきである』」。そして彼は、「総ての点において、失業労働者法下の救済事業の項目は、その実効性がないまま崩れてしまい、少なくともその当初の意図からは逸脱していた」と批判している(Beveridge, W. H. (1909), pp.186-189)。

以上の志願者の居住条件、一時的に失業、常用雇用への限定、求職の姿勢、仕事に就業可能(肉体的に労働可能)、提供する仕事による一定の生計維持の条件、等の規定は、失業保険対象者の条件と失業保険の条文の規定に継承された。

2 職業紹介所法の対象労働者の規定

職業紹介所法において、職業紹介所の役割、職業紹介の業務内容が規定され、請求者(失業登録)の条件が定められた。同法の本則において、「職業紹介所を設立し、情報の収集と整備をおこなう商務省の権限」が明確に規定された。同法の運用細則において、対象労働者の諸条件は、以下のように規定された。「(1)雇用の請求者は職業紹介所より3マイル以内の場合に登録また再登録することができる。職業紹介所と居住地の距離が、上記の規定より離れている場合は、郵便によって登録、再登録を受けつける。登録は、失業登録票への記載によっておこなわれる。ただし上記の登録は、若年者の請求には適用されない。(2)登録期間は7日間有効である。(3)ストライキとロックアウト中の者は、失業登録表に記載し、保存する。(4)賃金の条件について、「使用者の雇用と欠員の申請に対応する責務のある職業紹介所の係官は、……希望された、または提供された賃金率に関する彼が所有する情報を使用者と志願者に提供する以外、賃金または他の条件に関して、いかなる責任をもたない。……また拒否の理由が彼の仕事に影響を与える労働争議である場合、または提供された賃金が、雇用が見いだされた地域での仕事の現在の水準よりも低い場合には、いかなる者も、提供された雇用を拒否することにより、無資格になるとか、既得権を失うことはない。(5)職業紹介所を利用して仕事に就くのに必要な旅行費用は、職業紹介所から貸付けられる」(Chegwiddden, T.S. and Myrddin-Evans, G. (1934), pp.251-253)。

以上の職業紹介所の紹介業務の諸規定は、失業保険法の成立によって、失業保険の失業登録、失業給付の行政機関としての職業紹介所の業務規定に継承され、職業紹介所が実際に大きな機能を果たすことになった。特に職業紹介による雇用への拒否は、①労働争議の場合、また②提供された賃金の賃金率がその地域の水準より低い場合には、拒否によって

請求の資格を失わないという規定は重要であり、失業保険法の資格、仕事の拒否の規定に継承された。

3 請求者登録統計と保険労働者の諸条件の規定—「法定的条件」の規定

1911年に成立した失業保険法では、失業保険の対象労働者の規定、保険料の諸条件と諸規定、失業給付の受給資格に関する「法定的条件」、失業給付の手順、職業紹介所と失業保険加入の労働組合、等を介しての失業手帳への請求者登録と失業給付の具体的な手順について、条項が規定されている。1912年より、失業給付の請求・受給の記録から請求者登録統計が公表された。同法では、失業給付を受給するための『法定的条項』に関連する条件が規定された(National Insurance Bill (1911 b), p. 3)。これらの規定は、請求者登録統計の基本的概念と方法の基底にある諸規定であった。

(1) 失業保険と請求者登録統計

失業保険法の成立により、1912年9月より、請求者登録に基づいて、全国的に、地域別に失業率が公表された。W.R. ガーサイによると、公表された失業率は、失業保険者総数に対する失業中の保険者数(月別)の比率で表示された。請求者登録統計は失業保険行政の業務記録から作成された業務統計であり、失業保険政策とその行政手順、失業給付の請求、審査、給付の順序に基づいている。「失業保険統計が算定される単位は保険料スタンプが捺されたカードである失業手帳だった。被保険者が失業すると、彼は、彼の使用者から失業手帳をもらい、失業の全期間、職業紹介所に「預け」(lodge)なければならなかった。失業手帳は再雇用されると、新しい使用者に手渡された」(Garside, W.R. (1980), p.27)。

請求者登録統計では、「職業紹介所事業で提供される情報はもちろん失業の正確な尺度を表示しない。労働者による請求と使用者から

通知される欠員は必ずしも労働市場の状態を反映していない。多くの労働者は職業紹介所を無視していた」。景気の後退期、労働者は、仕事をえる希望がないと思い登録しなくなり、使用者も、職業紹介所を通じてではなく、直接に労働者を雇用しようとした。「初期の職業紹介所データは、有業者データ、特に失業している人口と比較して、幾つかの業種では過大推計があった。加えて、ある者は、雇用されて登録できたが、他の仕事を求職していた。またある者は、違う職業紹介所に登録したので重なって算定されていた。一定の失業保険と職業紹介所の国営制度の導入は、労働条件と求職者の性別公正への公的な関心を拡大したが、1914年までは、統計家は、失業と失業による貧困の一般的トレンドさえほとんど表示できなかったという事実を変えることができなかった。全国的な、また地域別の失業の絶対的水準とその産業別職業別の変数は、労働組合も政府の記録も、正確な定義がなされていなかった」(同上, p.28)。請求者登録統計の「基本的問題は、失業者に算定される者を正確に規定することである」。公式の定義は、「働くことができ、就業可能な者」、「相応な雇用をえることができない者」、「本当に求職している者」と「失業保険の雇用で正規に就業している者」の間にあるとされる。それ故に、「失業者の算定は、その時々法律と行政手続を考察し、職業紹介所で失業(out of work)として記録する十分な動機のある個人の算定である」とW.R. ガーサイドは的確に指摘している(同上, p.32)。(失業保険法と請求者登録統計の詳細な検討は、Hilton, J. (1923), その作成手順は、Chegwidden, T.S. and Myrddin-Evans, G. (1934), Chapter 4, 参照)

(2) 被保険労働者の失業給付の諸条件の規定

本項では、請求者登録統計の基礎にある失業保険対象者および失業給付の「法定的条件」

の規定を、主に失業保険法 (National Insurance Bill (1911b)) と F. ティリヤードの研究 (Tillyard, F. (1949)) を参照して、考察する。後者の研究では、1911年から1948年にいたる失業保険法の変遷を、その法定的諸規定の改変を軸として考察されている。

1) 失業保険の対象労働者の規定

同法では失業保険の対象者としての「労働者 (Workman)」は、肉体労働者の様式で、完全にまたは主に、使用者とのサービス契約 (契約は、暗黙でも口頭でも、文章でもかまわない) の下で働いている16歳以上の者」と規定されている (同法, p.17)。

失業保険の対象は、雇用契約のある肉体労働者に限定され、年季奉公人は含まれなかった。「男女を区別する定義はなかったが、保険対象の業種 (7つの業種) は、主に男性の業種であり、約225人の男性被保険者の内、女性はわずか1万人にすぎなかった」 (Tillyard, F., p.12)。失業保険の対象は、1916年、1920年の失業保険法の改訂で、業種、職業、年齢、等において拡大された。

2) 失業保険受給の有資格性

同法では、失業給付を受給する労働者の資格が規定され、「労働者は、失業しており、失業給付を受給するための『法定的条項』に関連する条件が充たされている」ことが必要とされている (同法, pp. 3-4)。

a) 失業給付を請求する労働者は、請求に「先立つ5年間で、通算、26週間以上雇用されていたことを証明しなければならない」 (同法, p. 3)。この規定は、「疾病給付も失業給付も保険事業 (共済組合か労働組合が設立する) は、通常、給付が支払われる以前に、最小額の保険料の支払いを主張した」ので、請求労働者は、それ以前に失業保険加入者として、少なくとも26週間以上雇用されていたことの証明が必要とされた (Tillyard, F., p.17)。

b) 失業給付の受給には、「労働者は一定の方法で失業給付の請求者となり、請求日以来、

連続して失業していることを証明しなければならない」 (同法, p. 3) と規定された。労働者は、一定の様式で、失業給付を請求し、その請求日以来、継続的に失業していた証明をしなければならなかった。国務省は、行政法として「失業保険規則」 (Unemployment Insurance Regulations) を制定 (1912年以降に若干の修正) した。同規則の主要論点は、「(1) 労働者の最後の雇用、離職日、等の特記事項を含む形式でのファイル化、(2) 商務省の職業紹介所か地方事務所での失業手帳への登録、(3) 職業紹介所か地方事務所での保存される登録簿への署名」であった (Tillyard, F., pp.17-18)。失業している労働者は、職業紹介所か地方事務所へ、毎日、再登録を要請され、また保険事務官は、種々、労働者に質問し、また登録された失業手帳を点検することによって、失業労働者の継続失業期間の証明が可能となったとされる。表1は、1913年の失業保険の報告書に掲載された「失業登録カード」である (*Unemployment Insurance (1913), First Report, Appendix C, p.54*)。

c) 労働者は、「働くことができ、かつ相応な雇用をみいだすことができない (capable of work but unable to obtain suitable employment) (同法, p. 3) と規定された。失業保険法では、一般に「働くことができる」とは、働く能力のある者と同義であるとみなされた。「病気または仕事上の障害により肉体的労働者が働くことができない時、医療保険 (1911年、国民保険の第一部) または1906年の労働者補償法の条項が適用された」。ここでの「相応な雇用」は、多様な要因を含む用語であるが、職業紹介所から「相応な雇用」が提供され、請求労働者がそれを拒否すると、彼は、一両日中に拒否の正当な理由を事務官に明らかにしなければならない状態におかれた。また彼は仲裁法廷 (Courts of Referees) または彼の特定の事例で、一定の根拠で雇用の提供が相応であるとした審判人 (Umpire) に、その

表1 失業登録カード

〔表〕

この登録署名は、署名する労働者が、その日（前夜の0時から算定）は雇用されなかったこと、また労働者の知る限り、彼が署名した日のいずれも、雇われないことを意味する。もし彼が署名した後に、その日の夜の0時までには、署名した日の一部分でも仕事をえるならば、職業紹介所に報告しなければならない。

地方事務所 _____ 手帳番号 _____
 名前 _____ 職業 _____
 _____ 年齢 _____
 週末 _____ 週末 _____ 週末 _____ 週末 _____

| | | | | |
|-----|--|--|--|--|
| 木曜日 | | | | |
| 金曜日 | | | | |
| 土曜日 | | | | |
| 月曜日 | | | | |

| 提出された手帳の総労働日数 * (1) | 給付日 * (2) | 失業日数と給付なし | | | | | | | 就業者 | | 不明の条件 * (11) |
|------------------------|--------------|-----------------------|---------------------|-----------------|---------------|-------------|---------------|--------|----------------|----------------|-----------------|
| | | 待機中 (署名日) * (3) | 要求された署名の失敗 * (4) | 使われた給付 * (5) | 無資格 | | | 3~8の総数 | 非保険業種 * (9) | 保険業種 * (10) | |
| | | | | | 労働争議 * (6) | 疾病 * (7) | 他の原因 * (8) | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

〔裏〕

地方事務所 _____ 手帳番号 _____
 名前 _____
 _____ 週末 _____ 週末 _____ 週末 _____ 週末 _____

| | | | | |
|-----|--|--|--|--|
| 木曜日 | | | | |
| 金曜日 | | | | |
| 土曜日 | | | | |
| 月曜日 | | | | |

(出所) *Unemployment Insurance (1913), First Report, p.54.*

条件を明らかにしなければならなかった。審判人の決定は、次第に非相応性の法的定義を含むものになる。「言い換えると、『相応な雇用』の定義の用語は審判人によって解釈される条文であった」とされる (Tillyard, F., p. 18)。

d) 労働者は失業給付への彼の権利を浪費

してはいけないと規定された。この条件を充たさない三つの種類の雇用として、次の事項があげられている (同法, p. 3)。(a)労働争議のための休職の結果としての欠員状態の雇用を断る権利をもっている。(b)労働者は、その地域で、慣習的に、彼の雇用で得られるよりも低い賃金率または余り好ましくない条件を

理由に、彼が、最後に平常就業していた地域での雇用の提供を断る権利がある。(c)また使用者と労働者の協会の協定によって、その地域で一般に観察される、同じような賃金率また条件によって、労働者は、地域での雇用の提供を断る権利をもっている。ここで労働者が仕事を拒否できる明確な根拠は、2つの事項に限定されている。①労働争議にはストライキとロックアウトが含まれており、労働争議の中立性が擁護された。②賃金稼得者として彼の生計状態を維持する労働者の権利が保証されていた。

3) 失業給付受給の無資格性

労働者は、次の事項に相当する場合は、失業給付を受給する資格を喪失するとされた(同法, p.4)。1)雇用されていた工場, 作業場, その他の場所での労働争議による停職によって、雇用を失った労働者は、停職が続く限り、失業給付受給の資格がない。2)誤った行為または自発的離職によって職を失った労働者は、彼が仕事を失った日付から6週間、失業給付受給の資格がない。3)労働者は、犯罪者か労働の家の収容者、または公的資金から全部でも一部でも援助を得ている他の施設収容者である限り、またイギリス以外に一時的でも長期でも居住している限り、失業給付受給の資格がない。失業給付は、労働争議による失業、自発的失業、等の自己理由による失業、等では、資格がないとされ、政府と使用者によって拠出されている基金の利用が制限された。

4) 失業給付の請求の決定と職業紹介所

失業保険法では、請求の決定として、失業労働者の申請、審査、決定について行政上の手順の諸規定が定められた(同法, p.4-7)。労働者が失業給付の資格があるかないかの決定は、最初に、商務省の職員である「保険事務官」(Insurance Officer)によってなされた。保険事務官が労働者に資格があると判断した場合には、その決定は最終的なもので

ある。もし保険事務官が、労働者に疑念があると判断した場合には、労働者は使用者、労働者と法的訓練のある公平な議長からなる仲裁法廷に訴えることができる。これらの事項は、一定の条件の下で、さらに評議会によって指定された審判人によって処理される。個々の事例での給付拒否、また何故にそれが拒否されたかの説明の最終的責任は、商務省長官に移行される。彼は、保険職員に、一般的指示を与えることが出来たし、また指示したが、仲裁法廷または審判人には何も指示できない。W.H. ベバリッジの説明によると、失業給付の請求、決定、審査、等の日常的な業務手続きは、職業紹介所を通じてなされた。「労働者は、職業紹介所から失業手帳をもらった。彼は、そこで請求し、給付を受領した。彼は、日々の労働時間に、または(彼の居住地が離れているならば)ほかの必要な間隔で、失業登録に署名することによって、彼の失業と働く能力を証明した。相応な雇用をえることができないことはテストで検証され、実質的には、職業紹介所が彼に仕事を提供できるか否かによって検証とされた」(Beveridge, W. (1930), p.268)。

(3) 失業統計の国際的形成と諸関係

失業統計の歴史的経緯をみると、アメリカで形成された労働力調査の基礎にある失業概念(失業の3条件、等)の規定に先行して、イギリスの失業救済と失業統計(請求者登録統計)の形成、特に失業保険法の成立と失業給付の諸条件の規定がある。W.R. ガーサイドの請求者登録統計の規定にみられるように、請求者登録統計の「基本的問題」は、失業保険行政での「失業者に算定される者を正確に規定すること」にある。

ILOは、1922年に失業統計の国際的基準の策定のための調査報告書(ILO (1922))を公表した。委員会での討論の結果、失業統計の国際基準のための失業の定義は、「失業は、労働提供の契約のもとで、働く能力があり、働

く意思があり、仕事がなく、労働市場の状態によって、仕事を得ることができない労働者の状態である（この場合、労働者はその現在または将来の正常な生活方法が労務契約の雇用である者を意味する）」と規定されている（同上、p.26）。当時の失業統計は、失業保険統計、職業紹介所統計、労働組合失業給付統計、人口センサス統計、等からなっていた（岩井（1992）、第1章、第1節、参照）。失業統計の国際基準をめぐる論議の基礎には、イギリスの失業救済・失業保険と請求者登録統計をめぐる概念と方法の諸規定がある。請求者登録統計の基礎にある失業給付の諸条件の規定は、1920年代のILO等の国際関係機関における失業統計の国際基準、国際比較の基礎的概念と方法として論議された。それは、1930年代の世界恐慌とニューディールの失業救済・雇用政策の関係で形成されたアメリカの労働力調査、労働力統計の形成の先駆的な規定であった。職業紹介所に登録して求職し（積極的に求職し）、仕事がなく（失業して）、働くことができ（働く能力があり、就業可能であり）かつ相応な雇用（適当な仕事）を見いだせないという規定は、請求者登録統計と労働力調査という統計作成方式の相違があるが、労働力統計の就業、失業概念の規定の基礎をなしていた。

むすび

イギリスにおける失業救済関連法と失業保険法の成立に至る経緯、労働組合の失業給付、失業労働者法（1905年）、職業紹介所法（1909年）および失業保険法（1911年）の経緯を概観し、失業統計、請求者登録統計の基礎的概念と方法の基底にある失業救済、失業保険の対象労働者の救済、給付の諸条件の規定を考察し、概略、以下のことが明らかにされた。

1) 労働組合の失業給付事業による失業統計は、失業保険法成立前の失業状態の一定の水準を表示する統計であったが、労働組合自

体が熟練労働者の限定された組織であり、失業給付をおこなう労働組合数も限られていたので、制約のあるものであった。

2) 20世紀初頭の都市の労働能力者の失業救済を目的に制定された失業救済関連法としての失業労働者法と職業紹介所法は、自助の精神による窮民の救済を目的として旧来の救貧法とは異なり、労働市場における任意の職業紹介所での一時的仕事の扶助、また国営の職業紹介所での常用雇用の職業斡旋によって、臨時の、不規則な労働者を救済し、労働力の質的改善と職業訓練施設の充実を図ろうとしたものであった。これらの失業救済関連法での失業救済対象者の諸条件の規定は、後の失業保険法における保険対象労働者の諸条件の規定に継承される内容をもっていた。

3) 失業保険法の成立と保険対象労働者の失業給付の諸条件（法定的条件）の規定は、請求者登録統計の基礎的概念と方法の基底にあるものであった。失業保険対象労働者における一定年齢の雇用契約のある労働者の限定（当初は肉体労働者に限定）、失業登録と失業の継続（失業して仕事がない）の証明の規定、働くことができ（働く能力があり、就業可能であり）、かつ相応な雇用（適当な仕事）に就けないという失業給付の資格の規定は（また労働争議、等の資格の喪失の規定、等）は、請求者登録統計における基礎的概念と方法をなしている。これらの「法定的条件」の規定は、職業紹介所における失業登録、失業給付の請求、審査、決定（失業手帳による失業登録、保険事務官等による審査、決定）の行政記録として記載され、これらの記録から請求者登録統計が作成され、公表された。

W.R. ガーサイドの指摘にあるように、請求者登録統計の「基本的問題」は失業保険行政での「失業者に算定される者を正確に規定すること」にある。イギリスの請求者登録統計の失業給付の諸条件の規定は、1920年代のILO等の国際関係機関における失業統計の

国際基準、国際比較の基礎的概念と方法について論議を経て、1930年代のアメリカで形成された労働力調査、労働力統計の基礎的概念の規定の歴史的先駆をなしていた。失業統計

の歴史的経緯とその国際的諸関係（ILO 国際労働統計家会議、等）の考察は、今後の課題の一つである。

注

- 1) 失業統計、請求者登録統計の原型をなす失業保険法成立前の失業救済と失業救済関連法の考察の詳細は、岩井(2004)、参照。また現代イギリスの請求者登録統計と労働力統計を巡る失業統計批判と失業代替指標論については、岩井(2003a)参照。Claimant Account (CC)は求職登録統計とか失業登録統計と訳される場合が多いが、失業保険の加入者か否か(失業給付の資格の有無)によって、職業紹介所での失業給付給の申請または職業紹介所の登録によって、CCは作成される。CCには、求職と非求職の者も含まれるので、請求者登録統計の用語を使用する。
- 2) H. サウソール (Southall, H.)は、イギリスの労働統計(貧困と失業)の歴史研究において著名であり、論文〔Southall, H. (1991)〕がある。イギリスのRadical Statistics Group (RSG)の思想と活動については、岩井 浩(2002)、Doring H. Simpson (1999)の訳書(2003)の「訳者あとがき」参照。
- 3) N. ホワイトサイドは、『不況の時代』(Whiteside, N. (1991))で、イギリスの失業救済と失業救済関連法、失業保険法の成立過程を考察している。19世紀末には、救貧法の対象である公的救済の救民(paupers)は、多様な理由の形態が存在していた。救貧法の対象外にいる救民として、老齢の救民と失業者がおり、特に19世紀末の周期的不況による都市の大量の失業者の集積は、救済対象の失業者の規定と失業救済策を国家的課題とさせた。失業者(the unemployed)を他の形態の無職者(jobless or out of work)と区分する一定の基準を定めることが試みられた。当時の救貧法下においては、無職者(jobless)と失業者(unemployment or the unemployed)の用語は、明確に識別されておらず、貧困救済と関連して、「仕事がない状態」を「無職」または「無職者」(jobless or out of job)とされていた。失業は「一般に経済変数の一つ」と解釈されているが、歴史的には「一つの社会的、政治的構成物であった」(同上, pp.50-51)とされる。失業者は、単に「仕事を見いだすことができないという主張では」失業者にみなされなかった。単に個人的な理由(怠惰、無能、劣悪な労働習慣、等)による失業では失業者の資格がないとみなれた。「イギリスでは、失業は常に社会的扶助への無職者の権利を決める失業登録による行政手続きによって規定されている」。
- 4) W.H. ベバリッジは、当時の失業救済政策の理論的基礎となる失業理論として、4つの失業理論を規定している。①産業的質の過不足(Beveridge, W.H. (1909), pp.111-131)、②産業循環(季節変動と景気循環、同上, pp.38-67)③労働予備軍(同上, pp.69-110)④個人的要因(同上, pp.133-149)の理論である。W.H. ベバリッジの失業理論に依拠して失業救済と失業理論を研究したMills, F.C. (1917)の所説については、岩井(2004)、pp.109-110、参照。
- 5) 1911年成立の失業保険法の法関係資料はNational Insurance (1911a, b, c)、同法成立直後の実施状況の報告には、*Unemployment Insurance* (1913)、*First Report* (W.H. ベバリッジの報告)がある。失業保険法の成立以降、第1次大戦や周期的恐慌による大量の失業者の輩出は、強制的失業保険の運営危機を招き、数次の改訂がなされ、1932年に失業保険事業を再検討した「王立失業保険委員会報告」(*First Report* (1931)、*Final Report* (1932))が公表された。失業保険行政とその業務の詳細は、Chegwidden, T.S. and Myrddin-Evans, G. (1934)とMatscheck, M. (1936)、参照。失業保険に関するW.H. ベバリッジの研究はBeveridge, W.H. (1930)、他の失業保険の研究には、Jackson, C. (1910)、Gibbon, I.G. (1911)、Cohen, S.L. (1921)、Morley, F. (1924)、Davison, R. (1929)、等、参照。
- 6) 失業保険法の成立の事情と政府、議会、労働組合、等の各界の論議については、榎原 郎(1973)14章、参照。

参考文献

- 岩井 浩 (1992) 『労働力・雇用・失業統計の国際的展開』 梓出版社。
- 岩井 浩 (2002a) 海外統計事情「イギリスの社会統計—ラディカル統計学グループについて」経済統計学会編『統計学』第83号, 産業統計研究社。
- 岩井 浩 (2002b) 「失業統計の吟味・批判と失業の代替指標—国際的論議—」『職安求職者にみる失業の実態』研究所報 No. 29, 法政大学日本統計研究所。
- 岩井 浩 (2003a) 「イギリスの失業統計と失業の代替指標」関西大学『経済論集』第52巻4号, 関西大学経済学会。
- 岩井 浩 (2003b) 岩井浩, 金子治平, 近昭夫, 杉森滉一監訳『現代イギリスの政治算術—統計は社会を変えるか—』36章, 37章, 38章 (抄訳), 40章, 北海道大学図書刊行会。
- 岩井 浩 (2004) 「イギリスの失業救済と失業統計—請求者登録統計の原型の形成—」関西大学『経済論集』第54巻1号, 関西大学経済学会。
- 檜原 郎 (1973) 『イギリス社会保障の史的研究 I』法律文化社。
- 檜原 郎 (1980) 『イギリス社会保障の史的研究 II』法律文化社。
- 社会保障研究所編 (1987) 『イギリスの社会保障』東京大学出版部。
- Hobson, J.A. (1895), "The meaning and measure of 'unemployment'," *The Contemporary Review*, 67, March.
- Hobson, J.A. (1896), *The Problem of the Unemployed*, A reprint of the 1896 edition, Routledge/Thoemmes Press, 1992.
- Report (1909), *Royal Commission on the Poor Laws and Relief of Distress*, His MAJESTY'S Stationary Office.
- Beveridge, W. (1909) (1930), *Unemployment Suggested Remedy*, Reprinted from the edition of 1930, New York, First Ams edition published 1969. Part 1 1909, Part 2 1930, Ams press, inc.
- Jackson C. (1910), *Unemployment and Trade Unions*, Longman, Green, and Co.
- Gibbon, I.G. (1911), *Unemployment Insurance A Study of Schemes of Assisted Insurance*, P.S. King & Son, Ltd.
- National Insurance Bill* (1911a), *Return to an Order of the Honourable The House of Commons, dated 8 May 1911.*
- National Insurance Bill* (1911b), *Copy of Part II. of National Insurance Bill*, Ordered by The House of Commons, Printed on 16 November 1911.
- National Insurance Bill* (1911c), *Copy of Memorandum Explanatory of The Bill*, 8 May 1911.
- Unemployment Insurance* (1913), *First Report on the Proceeding of the Board of Trade Under Part II. of The National Insurance Act 1911.*
- Mills, F.C. (1917), *Contemporary Theory of Unemployment and of Unemployment Relief*, Columbia University.
- Cohen, J.L. (1921), *Insurance against Unemployment with Special Reference to British and American Conditions*, London: P.S. King & Son, Ltd.
- Hilton, J. (1923), "Statistics of Unemployment Derived from Working of the Unemployment Insurance Acts," *JRSS.*, LXXXVI.
- Morley, F. (1924), *Unemployment Relief in Great Britain: A Study in State Socialism*, London: George Routledge & Sons, Ltd.
- ILO (1922), *Methods of Compiling Statistics of Unemployment, Replies of the Governments*, Studies and Reports C (Unemployment), No. 7.
- ILO (1925), *Methods of Statistics of Unemployment*, Studies and Reports N (Statistics), No 7.
- ILO (1925), *The Second International Conference of Labour Statisticians*, Studies and Reports N (Statistics), No. 8.
- Davison, R. (1929), *The Unemployed Old Policies and New*, Longmans, Green and Co.

- First Report of the Royal Commission on Unemployment Insurance* (1931), June 1931, His Majesty's Stationary Office.
- Royal Commission on Unemployment Insurance* (1932), *Final Report*, His Majesty's Stationary Office.
- Royal Commission on Unemployment Insurance (December 1930–November 1932), An Abridgement of The Minority Report*, The Fabian Society.
- Chegwidden, T.S. and Myrddin-Evans, G. (1934), *The Employment Exchange Service of Great Britain*, Industrial Relations Counselors.
- Stevenson, E.F. (1934), *Unemployment Relief The Basic Problem*, Unwind Brothers, Ltd.
- Beveridge, W. (1934), *The Unemployment Insurance Stationary Committee*, London School of Economics and Political Science.
- Matscheck, M. (1936), *Administration of Unemployment Insurance and the Public Employment Service in Great Britain*, Committee on Public Administration Social Research Council (unpublished document).
- Davison, R.C. (1938), *British Unemployment Policy : The modern PHASE since 1930*, Longmans, Green and Co.
- Tillyard, F. (1949), *Unemployment Insurance in Great Britain*, The London: Thames Bank Publishing Company, Ltd.
- Mitchell B.R. and Deane P. (1962), *Abstract of British Historical Statistics*, Cambridge University Press.
- Department of Employment and Productivity (1971), *British Labour Statistics Historical Abstract 1886–1968*, Her Majesty's Stationary Office.
- Garraty, J.A. (1978), *Unemployment in History Economic Thought and Public Policy*, Harper & Row, Publishers.
- Garside, W.R. (1980), *The Measurement of Unemployment : Methods and Sources in Great Britain 1850–1979*. Oxford: Blackwell.
- Williams K. (1981), *From Pauperism to Poverty*, London: Routledge.
- Garside, W.R. (1990), *British Unemployment 1919–1939 : A Study in Public Policy*, Cambridge University Press.
- Whiteside, N. (1991), *BAD TIMES : Unemployment in British Social and Political History*, Faber and Faber.
- Burnett, J. (1994), *Idle Hands : The Experience of Unemployment 1790–1990*, Routledge.
- Southall, H. (1991), "Poor Law Statistics and the Geography of Economic Distress," in Foreman-Peck, J. (eds), *New Perspectives on the Late Victorian Economy*. Cambridge University Press.
- Southall, H. (1999), "Working with Historical Statistics on Poverty and Economic Distress," *Statistics in Society*, Chap. 40. (H. サウソール (1999) 「歴史統計によって貧困と経済的困窮を研究する」後掲ドーリング＝シンプソン編著訳者, 第40章)
- Doring, D. and Simpson, S. (Eds.) (1999), *Statistics in Society : The Arithmetik of Politics*, Arnold.
- D. ドーリング・S. シンプソン編著, 岩井浩・金子治平・近昭夫・杉森滉一監訳 (2003) 『現代イギリスの政治算術－統計は社会を変えるか－』北海道大学図書刊行会.

Unemployment Relief, Unemployment Insurance and Unemployment
Insurance Statistics (Claimant Account) :
The Formation of Basic Concepts and Methods

Hiroshi IWAI

Summary

This paper is concerned with pauperism and unemployment, the policies and laws of unemployment relief and unemployment insurance from the middle of nineteenth-century to the beginning of twentieth-century in Great Britain. The main subjects of this paper is to consider historical process from unemployment receipt of trade unions, Unemployment Workman Act (1905), Labour Exchange Act (1909) to National Insurance Bill (1911) (Part II Unemployment Insurance) and to examine the basic conditions for obtaining unemployment relief by relieved workmen and the stationary conditions for receiving unemployment benefits by insured workmen. As the base of unemployment insurance statistics (claimant account) is the total number of insured workers receiving unemployment benefits, above examination of basic conception implies scrutinizing of accuracy of claimant account. It relates to the international formation of claimant account as one form of unemployment statistics.

Key Words

Unemployment relief, Unemployment insurance, Unemployment benefit of trade union, Labour Exchange, Unemployment insurance statistics (claimant account), International formation of unemployment statistics